

平成 21 年 6 月 19 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 小 杉 俊 二  
問 合 先 企 画 調 査 部 広 報 CSR 課  
電 話 番 号 03-5739-3013  
FAX 番 号 03-5739-3027

**【日本貸金業協会】**

**総量規制導入などの広報活動を 6 月 22 日  
より新聞・雑誌・交通・WEB 幅広く展開**

日本貸金業協会（以下：協会）は、来年6月18日までに実施される改正貸金業法第4条施行（完全施行）の内容について、完全施行時に資金需要者等が困惑することのないよう、法改正の理解促進を図り、適切な対応を促すことを目的として、事前の広報活動を開始いたしました。

これは、先般、協会が実施したアンケート調査により、「借入総額が年収の3分の1に制限されること（総量規制）」等の法改正内容について、79%が『理解していない』『知らない』と回答され、消費者の認知度が極めて低いことが判明したためです。

6月22日（月）より、  
新聞（中央紙・ブロック紙・スポーツ紙・地方紙）、  
雑誌（一般誌・女性誌）、  
交通広告（全国34線）、  
WEBバナー広告（YAHOO! JAPAN）

を複合的に出稿し、幅広く周知を図っていきたいと考えています。  
詳細は以下の通りです。

## 1. 新聞への広告掲載内容

出稿日	6月22日から7月、8月と各1回ずつ出稿予定	
出稿紙	中央紙（5紙）、ブロック紙（4紙）、スポーツ新聞（4紙）を中心に地方紙は前回の新聞出稿に対する相談件数、及び中央紙読者のカバー率を鑑み、選定した媒体紙（6月は29紙）に出稿します。	
主な広報内容	総量規制	お借入れ総額が年収の3分の1までになる等
	収入証明	貸金業者1社からのお借入れが50万円を超える場合、複数の貸金業者からのお借入れの合計が100万円を超える場合、収入を明らかにする書面の提出が必要になる等
	配偶者貸付	専業主婦（夫）のお借入れ時は配偶者の同意書等が必要になる等
	個人事業主貸付	個人事業主のお借入れ時は決算書等の書類が必要になる等

### 【CRデザイン】

**改正貸金業法の完全施行(来年6月までに)で、  
あなたのローン・キャッシングが変わる!**

※消費者金融会社、事業者金融会社、クレジットカーディーラー、信販会社などのノンバンク業種における個人向けのローン・キャッシングが対象です。

 <p><b>お借入れ総額が、 年収の3分の1 までに。</b></p> <p><small>現在、年収の3分の1を超えるお借入れがある方は、完全施行後はお借入れ総額が年収の3分の1未満になるまで新たなお借入れが制限されます。複数社からお借入れがある場合は、すべてを合計した個人の借入総額が対象です。ただし住宅ローン、クレジットカードによるショッピングなど、制限の対象外となるお取引もあります。</small></p>	 <p><b>収入証明書</b></p> <p><b>一定額以上の お借入れでは、 年収を明らかに。</b></p> <p><small>貸金業者1社のご利用限度額が50万円を超える場合、または複数の貸金業者からのお借入れ総額の合計が100万円を超える場合は、業務経歴、給与の支払明細書などの年収などの資料を明らかにする書面の提出が必要となります。</small></p>	 <p><b>事業計画書</b></p> <p><b>個人事業主の お借入れには、 決算書等の 書類が必要に。</b></p> <p><small>個人事業主の方がお借入れになる場合、決算書などのご提出や、事業計画などの準備が必要となります。個人事業主のお借入れは総量規制の例外となります。</small></p>
--	---	---



**日本貸金業協会**  
日本貸金業協会は、貸金業の健全な発展を図ることを目的として設立された公益増進団体です。安心のお借入れは、正しくお借入れください。

お借入れのルール変更は、これだけではありません。  
詳しい法改正の内容は、ぜひ、協会ホームページでご確認ください。  
法改正内容専用ホームページ [www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)

「返済が困難」などの相談や各種お問い合わせは  
日本貸金業協会相談センター  
**☎0570-051-051**  
受付時間9:00～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 2. 雑誌への広告掲載内容

出稿日	6月下旬から7月にかけて順次出稿
出稿雑誌	一般誌（1誌）、女性誌（3誌） 新聞や交通広告ではリーチしにくい主婦をターゲットにした媒体選定となっております。
広報内容	新聞広告での広報内容を媒体に依りて選定し、消費者への影響が大きいと思われる事項を中心に掲載、解説していきます。

【CR デザイン】

ご注意ください。改正貸金業法の完全施行(来年6月までに)で、

# あなたのキャッシングが、変わる!

ローン・キャッシングのルールが大きく変わります。

※貸金業法第14条、第15条第1項、クレジットカード法、債権回収法など。ノンバンク貸金に於ける個人向けローン・キャッシングが対象です。



**お借入総額が、年収の3分の1までに。**

現在、年収の3分の1を超えるお借入れがある方は、完全施行後はお借入総額が年収の3分の1未満になるまで新たなお借入れが認められません。借出先からお借入れがある場合は、すべてを合計した借入総額が対象です。ただし住宅ローン、クレジットカードによるキャッシングなど、別項の対象外となる取扱いもあります。



**一定額以上のお借入れでは、年収を明らかに。**

貸金業法14条の適用限度額が50万円を超える場合、年収が借入総額の50%を超え、かつ借入総額が100万円を超える場合は、源泉徴収、給与の支払記録簿などの年収などの資料を提出する義務の追加が必要となります。



**個人事業主のお借入れには、決算書等の書類が必要に。**

個人事業主の方がお借入れになる場合、決算書などのご提出や、事業計画などの書類が必要となりますが、個人事業主のお借入れは結果無効の例外となります。

**日本貸金業協会**  
www.0570-051-051.jp

## ……気をつけて! キャッシングのルールが大きく変わる! マナーの重大ニュース

**1/3** お借入総額が、年収の3分の1までに。お借入れがある場合は、すべてを合計した借入総額が対象です。

**50/100** 一定額以上のお借入れでは、年収を明らかに。貸金業法14条の適用限度額が50万円を超える場合、年収が借入総額の50%を超え、かつ借入総額が100万円を超える場合は、源泉徴収、給与の支払記録簿などの年収などの資料を提出する義務の追加が必要となります。

**決算書** 個人事業主のお借入れには、決算書等の書類が必要に。個人事業主の方がお借入れになる場合、決算書などのご提出や、事業計画などの書類が必要となりますが、個人事業主のお借入れは結果無効の例外となります。

**新しいルールは、借り手も貸し手も、喜ばれています。**

改正貸金業法は、貸金業者の健全な経営を促すとともに、消費者の権利を保護し、貸金業者と消費者との信頼関係を築くための重要な役割を果たしています。改正貸金業法は、貸金業者と消費者の双方にとって、より良い関係を築くための重要な役割を果たしています。

**日本貸金業協会**  
www.0570-051-051.jp

### 3. 交通広告の掲載内容

出稿日	6月下旬から8月にかけて各線1ヶ月ずつ順次出稿
出稿路線	東京・名古屋・大阪・札幌・福岡・仙台・広島の大都市圏のJR・地下鉄・私鉄(計34線)に複合的に額面広告を出稿
広報内容	借入総額が年収の3分の1までになること、専業主婦の借入れ時は配偶者の同意書等が必要になること等

【CR デザイン】

来年6月までに、改正貸金業法が完全施行。

# あなたのキャッシングが、変わる!

ローン・キャッシングのルールが大きく変わります。

**1/3** お借入総額が、年収の3分の1までに。

現在、年収の3分の1を超えるお借入れがある方は、完全施行後はお借入総額が年収の3分の1未満になるまで新たなお借入れが制限されます。複数社からお借入れがある場合は、すべてを合計した借入総額が対象です。ただし住宅ローン、クレジットカードによるキャッシングなど、別項の対象外となる取扱いもあります。

**50/100** 一定額以上のお借入れでは、年収を明らかに。

貸金業法14条の適用限度額が50万円を超える場合、年収が借入総額の50%を超え、かつ借入総額が100万円を超える場合は、源泉徴収、給与の支払記録簿などの年収などの資料を提出する義務の追加が必要となります。

**新しいルールは、借り手も貸し手も、喜ばれています。**

改正貸金業法は、貸金業者の健全な経営を促すとともに、消費者の権利を保護し、貸金業者と消費者との信頼関係を築くための重要な役割を果たしています。改正貸金業法は、貸金業者と消費者の双方にとって、より良い関係を築くための重要な役割を果たしています。

**日本貸金業協会**  
www.0570-051-051.jp

#### 4. WEB への広告掲載内容

出稿日	6月下旬から8月にかけて波状的に出稿
出稿ページ	YAHOO! JAPAN に出稿
広報内容	WEB ユーザーの8割強を占める YAHOO! JAPAN 内でターゲットを幅広くカバーできるページに出稿し、法改正案内専用ホームページへ誘導します。

#### 5. 法改正内容専用ホームページ

上記 1~4 の媒体を通じて幅広く資金需要者等に対して、法改正内容について周知していきますが、情報の不足部分を補足するために、協会ホームページ内の「法改正内容専用ホームページ」への誘導を図ります。

3月末に OPEN し大変ご好評を頂いております専用コンテンツではナレーターによるフラッシュコンテンツと詳細を解説したコンテンツを利用し、法改正内容について、一段と分かりやすく詳細を解説し、皆さまにご理解いただける仕組みとしています。

【法改正内容専用ホームページ】 [www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)



日本貸金業協会は、法施行時に資金需要者等が困惑することのないよう、本広報活動を本年度の重点課題として、展開していく予定です。

以上